

# 寄付金控除について

## ■個人によるご寄付

個人の方は、年間合計寄付金額が 2000 円を超える場合には、所得税の還付が受けられます。  
また、東京都にお住まいの方は、個人都民税についても税制上の優遇措置を受けることができます。

### 【所得税】所得税の還付には確定申告が必要です

確定申告を行うことで税金が還付されます。「所得控除」か「税額控除」、どちらか有利な方法を選択できます。本領収書を確定申告書に添付してください。

※給与の年末調整では控除を受けることができません。

#### ① 所得控除

合計寄付金額 - 2,000 円 = 寄付金控除額（その年の所得から控除されます※）

#### ② 税額控除

（合計寄付金額 - 2,000 円）× 40% = 寄付金控除額（その年の所得税から控除されます※）

※控除額には一定の上限額があります。どちらが有利な方法になるかは所得などによって異なります。詳しくは国税庁のホームページ等を参照するほか、最寄りの税務署へお問合せください。

### 【都民税】所得税の確定申告と同時に手続できます

東京都にお住まいの方は上記の所得税に加えて、個人都民税の寄付金控除も受けられます。  
ご寄付の翌年度の個人都民税から控除されますので、ご寄付の時点で都内にお住まいでなくても、翌年 1 月 1 日現在にお住まいであれば対象となります。  
確定申告に添える「領収証」がそのまま使えますので、確定申告書の「住民税に関する事項」の「条例指定分都道府県」欄に寄付金額をご記入ください。

※その他道府県及び市区町村が条例において個別に認定 NPO 法人を指定した場合、控除の対象となる場合がございます。詳しくはお住まいの道府県及び市区町村にご確認ください。

## ■法人によるご寄付

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で、損金として導入することができます。

※詳しくは国税庁のホームページ等を参照するほか、最寄りの税務署へお問合せください。

### ご注意 —必ずお読みください—

- 紛失などによる領収書の再発行はいたしかねます。大切に保管してください。
- 領収書の宛先は、当団体への寄付申込み時のご登録名、ご住所とさせていただきます。